

【判例研究】

日常事故賠償責任補償特約における
「日常生活に起因する」事故の意義
——東京高判令和4年2月15日ウエスト・ロー・ジャパン
【2022WLJPCA02156010】——

中京大学法学部 教授
土 岐 孝 宏

〈事案の概要〉

X（個人）は、Y 損害保険との間で、日常事故賠償責任補償特約（以下、本件特約と記す）付きの自動車損害保険契約を締結した。X は、本件特約の被保険者である。

本件特約には、保険金支払要件、免責要件等として、次のとおりの定めがあった。

第3条（保険金を支払う場合）

「当社は、被保険者が、日本国内において生じた次のいずれかに該当する偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

〔1〕住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

〔2〕被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故

（注）住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。」

第5条（保険金を支払わない場合）

「当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

〔1〕被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任

〔2〕専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

…〔中略〕…

〔9〕航空機、船舶、車両（注3）または銃器（注4）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

…〔中略〕…

(注3) 原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きます。

(注4) 空気銃を除きます。』

第7条 (費用)

「保険契約者または被保険者が支出した次の費用は、これを損害の一部と見なします。

…中略…

〔4〕 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用」

Xは、A社の氏子会（A社の周辺地区の住民約600世帯を会員として構成される会であり、この会は、同社の神恩に奉謝すると共に、発展を祈念し広く社会の福祉に寄与することを目的として、その目的達成のため、①本件神社ほかの祭典奉仕、②社殿、境内の整備等の奉仕、並びに維持管理、③その他本件氏子会の目的達成に必要な事業を行うこととされている）の会員であるとともに、後記事故の生じた時点においては、本件氏子会の役員（会計）であった（当時、総代を兼ねる14名の役員がいた）。

なお、本件氏子会の費用（年間約500万円前後）は、氏子の会費（年額1000円）、奉納金及びその他の収入（年間合計500万円程度）から充てられており、本件氏子会の各会員の活動は無償奉仕活動（ボランティア）として行われていた。

本件氏子会では、毎年、定例の行事が定められており、平成24年度には、氏子定期総会（同年4月7日）、当番役員会議（同月10日）、例大祭（同月22日）、境内清掃及び山の下草刈り（同年6月24日）、八雲神社天王様の祭典（同年7月14日）、七五三修拔式（同年11月中旬）、新嘗祭（同月下旬）、境内清掃及び山の下草刈り（同年12月2日）、冬至祭（同月21日）、除夜祭等（同月31日）、歳旦祭等（平成25年1月1日）、祈年祭（同年2月中旬）、監査会（同年3月下旬）が実施された。なお、上記の、年2回（6月及び12月）の本件神社の境内の清掃及び下草刈りの際には、参加者の怪我に備え、参加者をそれぞれ被保険者として、保険会社との間で、普通傷害保険契約（契約種類レクリエーション）が締結されていた。

Xは、保険期間中の平成24年10月1日、本件神社の境内において、本件氏子会の当時の会長Bらとともに、大枝の一部が枯れた山桜の枝を切り落とす作業をした（以下、本件作業と記す）。

なお、当該作業の経緯として、B会長は、作業の当日午前8時頃、Xに電話で連絡し、前日の台風で本件神社の境内の木が倒れたため、その片付け作業に参加して欲しい旨、依頼し、Xは、この依頼に応じ、自宅で使用していた市販の電動工具（本件チェーンソー）を車に積み、本件神社に向かうことになったというものである。

参道の階段に倒れ掛かっていた木をチェーンソーで切断する作業をしている中、境内の西側にある本件樹木が大きくたわみ、枝の先端部分が枯れて地上から3メートルくらいのところまで垂れ下

がっていたことから、急遽、本件大枝を切り落とすこととなった。

B会長、X、その他の作業に参加した役員の協議の結果、長年にわたり塗装業に従事し、高所での作業に慣れており、他の参加者より若いXが本件大枝を切り落とす作業を担当することになった。

Xは、本件境内に散策に来ていた親子を安全な場所に移動させた後、本件神社の倉庫に置かれていた二連梯子を使って本件樹木の幹を登り、地上5メートルの高さに達したところで、本件樹木に腹ばいに近い状態でまたがり、本件チェーンソーを使って本件大枝を切り落とす作業を開始した。本件大枝は、長さ約15メートル、重さ約323キログラム、幹から枝分かれした部分付近の枝回り（長さ）約0.95メートルのものであり、Xは、本件大枝の1か所を切断する作業を行った。

Xが本件チェーンソーを使用して本件大枝の切断を開始して二、三分が経過したところで、本件大枝が折れて落下し、真下にいた亡C（役員）の背部に衝突した。亡Cは直ちに病院に搬送されたが、平成24年10月1日午前10時43分頃、背部打撲の傷害による大動脈破裂により死亡した（以下、「本件事故」という）。

亡Cの相続人は、平成27年9月、Xに対し、損害賠償請求調停を申し立てた後（平成28年9月に不成立）、損害賠償請求訴訟を提起した（平成28年10月。以下、別件訴訟と記す）。その際、Xの訴訟代理人は、Yの本件特約約款11条に従い、Yの担当者に対し、訴訟を提起されたことを通知している。

令和元年9月26日、さいたま地裁川越支部は、Xの過失を7割とし、1162万円余りの支払いをXに命じ、控訴後の東京高裁において、Xの損害賠償責任の範囲を1000万円とする内容の和解が成立した。

Xは、上記和解金の額（1000万円）に関する被保険者の損害ほか（約款3条参照）、約款7条により被保険者の損害の一部とみなされる、被保険者が支出した費用（損害）としての、別件訴訟にかかる弁護士費用（着手金+報酬金：587万8000円）および訴訟費用（控訴提起手数料84000円）に関する損害が、本件、日常事故賠償責任補償特約3条により補償される事故により生じたとして、これらを合計した1596万2000円の保険金の支払いをYに求めた。

Yは、本件事故は、特約3条2号にいう被保険者の「日常生活に起因する偶然な事故」に当たらないし（争点1）、また、本件事故により被保険者が被った損害は、特約5条1号に定める免責事由、「被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任」を負担することによって被った損害に該当する（本件作業は、本件氏子会の「職務」の遂行として行われたものである）として（争点2）、Xの保険金請求を争っている。

原審（東京地裁令和3・6・22判時2521号79頁）は、次のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

〔1 争点1について〕

本件特約第3条の「日常生活」要件につき、定義規定は置かれていない。よって、語の一般的な意味（日々繰り返される普段通りの生活、くらしいの意味である。）を出発点ないし手がかりとして解

積するよりほかない。

この点、本件作業のように、神社の周辺地区住民によって構成される氏子会の会員として同神社の境内の維持管理作業を行うことは、一見したところ、…〔中略〕…Xにとっては、日々繰り返される普段通りの生活場面における出来事であって、日常生活の一般的な語の意味に合致するものであるとして、「日常生活」に該当するといえるようにも思われるところである。

しかしながら、一口に本件氏子会の活動といっても、その内容には様々なものが含まれ得るものであるところ、前記認定のとおり、本件作業は、約5メートルの高所において、電動工具（チェーンソー）を用いて、長さ約15メートル、重さ300キログラム以上の大枝を、周囲に人がいる状況で、切り落とすことを、専門業者に依頼することなく、X自らの手で行うという内容であり、日々繰り返される普段通りの生活においては減多に経験することのない危険性の高い作業である。このような危険性の高い作業は、定期的に行われる本件氏子会による境内清掃や草刈りなどとは同列に扱うことができない。本件氏子会が、草刈り機を会員自ら操作したことにより生じた事故を契機に、電動工具を使用する場合には専門業者に依頼する方針をとっていたことをも考慮すれば、尚更、本件作業は、本件氏子会の普段の活動（本件に即していえば、本件氏子会会員としてのXの普段の活動）とは一線を画するものであったといわざるを得ない。

実質的に考えても、本件特約は、「日常生活」上想定される損害発生リスクを計算して設計されているものであるから、本件作業のような危険性の高い作業による損害発生リスクまでは想定していないものと解される。保険契約約款の解釈においてそのような損害発生リスクの程度の違いを軽視することはできないのであり、「日常生活」要件は、正に本件作業のような危険性の高い活動に起因する事故を保険対象から除外することをその機能の一つとしているものと解するのが合理的である。

以上によれば、本件事故は本件特約第3条所定の「日常生活」要件を欠くから、その余の点を判断するまでもなく、「日常生活に起因する偶然な事故」に該当しない。

2 争点2について

以下、念のため、本件特約第5条〔1〕の免責事由があるといえるかを検討する。

本件特約第5条〔1〕所定の「職務」要件についても、定義規定は置かれていない。よって、語の一般的な意味（仕事して担当する任務、つとめ、役目、くらの意味である。）を出発点ないし手がかりにして解釈するよりほかない。

このような観点から分析するに、「職務」は、〔1〕一定の事業主体が組織されていること（団体のみならず個人自らが事業主体である場合も含む。）、〔2〕その事業主体の事業目的のための仕事・任務であることを要素とするものと解される。また、職務、仕事等の語は、その報酬・対価があることを当然に含意するものではなく、また、「職務」につきそのような含意があると解すべき理論的根拠は見当たらないから、有償無償の別は「職務」性の有無とは直接関係しないものと解する。なお、個人用と事業用とに大別される賠償責任保険につき、保険の及ばない領域を可及的に小さくすることが制度としては合理的であると考えられるところ、そのような観点からすれば、上記の事業主体は、同事業主体によって事業目的のための職務遂行における損害発生リスクを回避する措置

(例えば、保険加入) をとり得る程度に組織されていることが必要であると解する。

これを本件についてみるに、本件作業は、本件氏子会(規約を備え、同規約上、事業目的や役員等についての定めもある。)を事業主体として、その事業内容の一つである境内の整備ないし維持管理のための仕事、任務として、本件氏子会の会員である X によって行われたものである。加えて、証拠及び弁論の全趣旨によれば、定例の境内清掃等の際には、本件氏子会が保険に加入する運用となっていた(本件作業については、台風が通過した後、臨時に集まった際に行われたものであることから、偶々保険に加入していなかった)ことが認められ、この事実からすれば、本件氏子会は、事業主体としてのリスク回避措置をとり得る程度に組織されていた(しかしながら、偶々そのようなリスク回避措置が行われていなかった)ものと評価できる。

以上によれば、本件作業は、本件特約第 5 条〔1〕の「職務」の遂行に該当する。

そして、本件事故は、本件作業そのものから生じたものであるから、これに係る損害賠償責任は、「被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任」に該当する。

以上によれば、仮に、本件事故が本件特約第 3 条所定の「被保険者の日常生活に起因する偶発な事故」に該当するとしても、Y は、同第 5 条〔1〕により、保険金の支払を免れることとなる。

要するに、本件は、X において、危険性の高い作業を、専門業者への委託や事業主体である本件氏子会による付保といった損害発生リスクを回避する措置を執ることをしないまま行った点に鑑みて、いわゆる個人賠償責任保険である本件保険契約(本件特約)の保険対象から外れざるを得ない事案であったといえる。」

〈判旨〉

原判決取消し

「争点 1 (本件事故は本件特約第 3 条所定の「日常生活に起因する偶発な事故」に該当するか) について

(1) 本件特約第 3 条は、被保険者が日本国内で生じた〔1〕住宅の所有、使用又は管理に起因する偶発な事故、〔2〕被保険者の日常生活に起因する偶発な事故により他人の身体の障害又は他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対し、保険者である Y が保険金を支払う旨を定めている。

本件特約には、本件特約第 3 条の「日常生活」を定義するものは存在しないが、①個人賠償責任保険は、個人が日常生活を営む中で生じる可能性のある第三者(被害者)への損害賠償責任を広く補償することを特徴として設計された保険商品であること(弁論の全趣旨)、②保険法 17 条 2 項は、責任保険契約について、他の損害保険と異なり、保険契約者又は被保険者に重過失がある場合を保険者が免責される場合から除いているところ、これは、責任保険契約の実質的機能が被保険者の損害を補うとともに究極的には被害者保護にあることを理由とするものであると理解できることに照らすと、本件特約第 3 条の「日常生活」とは、被保険者が普通に営む日常生活の中で第三者に損害を与える可能性のある活動を幅広く含むものと解するのが相当である。そして、本件特約は、第

3条で保険金を支払う場合について規定し、保険金を支払わない場合については、別途、第5条が「被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任」や「専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任」を負担することによって被った損害等については保険金を支払わないと定めていることに照らすと、被保険者の行為が「日常生活」に該当するか否か（以下「日常生活該当性の要件」という。）を判断する際には、被保険者の職務との関係は直接的には考慮要素とならないというべきである。

(2) そこで、このような観点から、本件作業が日常生活該当性の要件を満たすか否かについて検討すると、前記〔略〕で認定した事実によれば、本件作業は、Xが居住する地域の中にあり、Xが親の代から氏子となっている神社の境内にある樹木の枝が垂れ下がっていることからそれを切り落とす作業であり、このような本件神社の境内の維持管理作業は、氏子会の目的に照らして日常的に行われていたものと推認され、本件作業に使用された電動工具は、Xが自宅でも使用していた市販されているものであり、作業に要した時間も二、三分にすぎず、氏子会の任意の無償の奉仕活動として行われたものであるから、町内会に所属する住民が無償の奉仕活動として行うボランティア活動と同様の性格のものであると評価することができ、被保険者が普通に営む日常生活の中で第三者に損害を与える可能性のある活動として日常生活該当性の要件を満たすと認められる。

(3)ア これに対し、Yは、①本件事故の原因となった本件作業は、地上から5メートルの場所から電動工具を使用して樹木の大きな枝を切り落とすという日常生活の中で滅多に経験することのない危険な行為であるから、本件特約第3条の日常生活該当性の要件を満たすとはいえない、②本件特約第3条〔2〕は「日常生活」についての注記の中で、「日常生活」から「住宅以外の不動産の所有、使用又は管理」を除いているところ、本件作業は、本件神社の境内（不動産）の管理として行われたものであるから日常生活該当性の要件を満たさないと主張する。

イ しかし、上記ア①の点については、本件特約には「日常生活」の中から危険な行為を除外する趣旨の文言は見当たらず、かえって、本件特約の中には、ゴルフ場の構内でのゴルフ・カートや空気銃の使用のように、使用の方法によっては他人の身体に相当の危険を生じさせる可能性のある行為も「日常生活」に該当することを前提に、その使用に起因する損害賠償責任について保険金を支払わない場合とはしていない。そして、そもそも被保険者の行為の危険性に着目して日常生活該当性の要件を満たすか否かを判断することとした場合には、被保険者の日常生活に起因して生じる偶然の事故に基づく損害賠償責任を広く補償し、もって究極的には被害者の保護を図るという個人賠償責任保険の実質的機能（前記（1））の観点からみても相当ではない。したがって、本件作業が危険なものであることを理由として、本件事故が本件特約第3条の保険金を支払う場合に該当しないとは認められない。また、この点を措くとしても、前記〔略〕で認定した事実によれば、確かに、本件作業で切り落とされた本件大枝は、長さ約15メートル、重さ約323キログラム、幹から枝分かれした部分付近の枝回り（長さ）約0.95メートルと相応の大きさのものではあるが、Xは市販されている本件チェーンソーを使用して本件大枝の1か所を切り落とすというものにすぎず、実際の作業に要した時間も二、三分程度と極めて短時間であり、本件作業当時、本件神社の境内には、B会長らのほかには、親子1組がいたのみであることによれば、本件作業が日常生活において通常

経験することがないほど危険な行為ということとはできない。

したがって、Yの上記主張は採用することができない。

ウ 上記ア②の点については、確かに、本件特約第3条〔2〕の注記では、「日常生活」から住宅以外の不動産の所有、使用又は管理を除いているが、本件事故は、本件神社が所有し、使用し、管理する不動産（境内）の中にある樹木を氏子が任意の無償の奉仕活動として伐採する作業の中で生じたものであり、被保険者であるXが所有、使用又は管理する不動産に起因して生じたものではないから、本件作業が、上記注記の場合に当たり、日常生活該当性を満たさないということとはできない。したがって、Yの上記主張は採用することができない。

（4） 以上によれば、本件事故は、本件特約第3条〔2〕が定める「被保険者の日常生活に起因する偶然な事故」に当たると認められる。

争点2（本件特約第5条所定の免責事由があるか）について

（1） 本件特約第5条〔1〕は、被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払わない旨を定めている（以下「職務遂行性の要件」という）。

本件特約第5条〔1〕が被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任を除外する趣旨は、そのような損害賠償責任は、事業活動上のリスクが顕在化したものであるから、事業上の保険によって担保されるべきものであり、個人の日常生活に関する保険によって担保されるべきものではないからである。

（2） そこで、まず本件作業が氏子会の活動とみることができるか否かについて検討するに、前記〔略〕で認定した事実によれば、本件氏子会のB会長は、前日の台風により本件神社の境内を片付ける必要があると考え、本件氏子会の役員の中から参加できる者を募り、Xを含む5名が参加することになったものであり、この片付け作業は、本件氏子会の定例の行事として行われたものではないが、本件神社の境内の維持管理に関わっている氏子会の臨時の活動というべきものであるところ、本件作業は、上記片付けを行っている際に、本件大枝が垂れ下がっていることに気付いたXら数名の発案によりB会長の賛成も得てその場で実施されたものであり、氏子会の活動である上記片付け作業と時間的・場所的に接着して行われたものであるから、氏子会の活動の一環とみるのが相当である。

（3） 進んで、本件作業が職務遂行性の要件を満たし、Yは保険金支払義務を負わないかについて検討するに、氏子会は、組織等について一応の定めがあり、団体としての実体を備えているといえることができるものの、飽くまで任意の団体であり、収益を目的としたものではなく、活動内容も無償の奉仕活動であるから、氏子の活動によって第三者に損害が発生したとしても、原則として、氏子会自体が損害賠償責任を負うことは考え難い。したがって、氏子会が、氏子会の活動上のリスクに備えて、本件氏子会にもみられたように、行事に参加する氏子のために単発的に日を特定してレクリエーション保険等に加入することがあるとしても、一定の保険期間を通じて事業上の保険に加入することは通常想定し難いのであり、氏子会の会員である氏子の活動は、特段の事情のない限

り、日常生活上の活動として個人の保険の対象となるものと解すべきである。本件において、特段の事情は認められないから、本件作業をもって職務遂行性の要件を満たすと解することはできない。

これに対し、Yは、本件作業は事業として本件社内の管理を行う本件氏子会の活動として行われたものであるから、Xの職務の遂行に当たると主張するが、上記の点に照らして採用することはできない。

(4) 以上によれば、Yに、本件特約第5条〔1〕の免責事由があるとは認められない。」

[以上の下線は筆者による]

〈研究〉

本判決に賛成する。

本件事案に問題の保険契約は、日常生活に起因する偶然の事故により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担したことに伴う損害をてん補する、個人賠償責任保険といわれるものに該当する。これまでの裁判例をみれば、自転車事故⁽¹⁾、住宅管理上の過失（漏水など）⁽²⁾、子供による加害行為についての親の監督上の過失⁽³⁾などに基づく被保険者の損害賠償責任負担がある場合に、この保険の適用が問題になっている。

本事案の争点は、本件事故が、Xの日常生活に起因する事故であったといえるのか（争点1）という保険事故該当性の問題と、仮に保険事故に該当するとしても、本件作業が、Xの職務（遂行）であったといえるのか（争点2）という、本件事故についての免責事由の存否の問題とにある。

原審は、保険事故該当性（争点1）を否定し、保険金請求を棄却するが、念のため（傍論）として、仮に保険事故に該当するとしても免責事由（争点2）に抵触し、結局、保険金請求は認められないとした。

本判決は、上記、原審を取消し、保険事故該当性（争点1）を肯定し、また、免責事由（争点2）に抵触しないとして保険金請求を認容する。

以下、先例・学説を確認した上で、本判決に賛成する私見の立場から、それぞれの争点にかかる原審判断の問題性を中心に、検討を加える。

1. 先例

(1) 争点1にかかり、個人賠償責任保険において、「日常生活」の意義（保険事故該当性）が直接争点となった裁判例は、見当たらない⁽⁴⁾。

(2) 争点2にかかり、個人賠償責任保険において、「被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任」にかかる免責事由の存否が争点となった裁判例は、2件確認される。

①長崎地裁島原支部平成14年12月17日判決（LEX/DBインターネット文献番号〔25483293〕）は、家族傷害保険に付帯された賠償責任危険担保特約についてのものであり、本件約款同様、被保険者の日常生活に起因する偶然的な事故に起因する損害賠償責任の負担があることを保険事故する一方、（ただし）被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任等には保険金を支払わないとする規定が

置かれていた（なお、本判決の判旨に、「但し…」とされている部分の約款規定は、日常生活に起因する偶然な事故という、支払要件に関する規定に付された「ただし書き規定」ではなく、保険金を支払わない場合について列挙された部分、すなわち、免責規定に相応する部分であったと考えられる）。本事案の事故は、造園業を営む被保険者が、業務として行った個人宅の庭木の剪定作業を行い、剪定された枝の搬出（処分）についても同・依頼主から有償で依頼されていたところ、これを知り合いの仲である鹿の飼育業者（有限会社）に、鹿の餌とするべく搬出した（持ち込んだ）ところ、その枝の中に動物に対して有毒な枝が含まれており、飼育業者所有の鹿26頭が死亡するという賠償事故が生じたものである。この事件では、「日常生活に起因するか」という保険事故該当性を議論するのか、「被保険者の職務遂行に直接起因するか」という免責事由該当性を議論するのが不明確な形に、「本件事故は、被保険者の職務遂行に直接起因する事故でなく、日常生活に起因する偶然の事故といえるのか」という争点⁽⁵⁾が立てられた。そのうえで、同判決は、「造園業を営む者の業務としては、剪定した現場から剪定された枝を搬出することで直ちに終了するものではなく、その枝を処分するところまで含まれると解するのが相当であり、「被保険者が、枝を原告（被害者の：筆者注）牧場に搬入したこともまた、剪定された枝の処分の一環として被保険者の職務遂行の範囲に属する」として、本件事故は、「職務遂行に直接起因しない、日常生活に起因する偶然の事故を対象とする本件保険契約の対象外であり、本件事故は「被保険者の職務遂行に直接起因する事故でない日常生活に起因する偶然の事故であるとは認められない」と判示し、保険金請求を棄却した。同判決は、一般的に免責事由と解されている「職務遂行に直接起因する事故」かどうかについてのあてはめ判断を行っているから、素直に読めば、免責事由の存否について判断した裁判例と考えられる。もっとも、これと異なった理解も成り立ちうる。すなわち、本判決における、「被保険者の職務遂行に直接起因する事故でない日常生活に起因する偶然の事故であるとは認められない」という結論部分の判旨文言からすれば、ひょっとすると、本判決は、被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任等には保険金を支払わないとする規定を（真正銘の）免責規定と見ることはなく、単に支払要件（その非該当）を裏側から確認するだけの規定（すなわち、被保険者の職務遂行に直接起因する事故は、日常生活に起因する偶然の事故にあたらぬことを、注意的に確認するだけの規定）と解し、また、そのような理解のもと、「日常生活（に起因する）」とは（意義）、「職務遂行に直接起因しない」という意味である、と判断した裁判例であるとする余地は残されている。いずれとも解せるが、仮にそのような判断であったとすると、本判決は、先にみた（1）における日常生活の意義（保険事故該当性）を直接の争点とし、また、その意義について述べている（日常生活に起因するとは、被保険者の職務遂行に直接起因しないことという意味である、と解する）裁判例ということになる。

②名古屋地裁令和3年7月13日判決（交通民集54巻4号904頁）は、自動車保険に付帯された個人賠償責任補償特約についてのものであり、これも本件約款同様、被保険者の日常生活に起因する偶然な事故に起因する損害賠償責任の負担があることを保険事故とする一方、被保険者が職務遂行に直接起因する損害賠償責任を負担することにより被る損害には保険金を支払わないとする免責事由を置いていた。本事案の事故は、事故の態様こそ自転車事故であるが、競輪団体に所属するプロの

競輪選手であった被保険者が、プロ選手8名、同プロ選手に付き添われたアマチュア選手1名との合同練習（自主練習）として、一般個人の利用が想定されていない競輪場内のレーストラックを時速50キロ程度で周回している際、同じ団体に所属するプロ選手（被害者）に衝突したという事故であり、同競輪団体からは、「競輪参加外の練習中」の事故という枠組みにおいて、当該被保険者（加害者）や被害者に、あらかじめ同団体に定められていた医療等の給付金も支払われていたという事案である。

この事案では、本判決のように、「日常生活に起因する事故」であるかどうか（すなわち、そもそも保険事故に該当するのか）は、争点となっていない。同事件のような事故もそれに含まれうるとの前提において、職務遂行に直接起因する損害賠償責任負担かどうか（免責事由該当性）が、被害者に賠償金を支払い、それゆえに個人賠償責任保険金の給付を求める被保険者（加害者）と保険者とで争われた事案である。

同・名古屋地裁は、「本件免責条項は、被保険者が「職務遂行に直接起因する損害賠償責任」を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払わない旨定めているが、前記のとおり、日常生活リスクに当たらない事故は、免責条項を待つまでもなく、個人賠償責任保険の補償対象とならないことからすると、本件免責条項は、日常生活と職務遂行の双方の色彩を帯びる行為も存在することから、日常生活リスクとも認められるリスクであっても、職務遂行に直接起因する損害賠償責任を免責とする趣旨に出たものと解される」という、本免責条項の趣旨を述べ、「個人賠償責任保険が、日常生活リスクを補償対象としていることに鑑みれば、前記の免責の要件である「職務遂行」に当たるかは、報酬の有無により形式的に判断されるべきではなく、行為の内容や実態に応じた、そのリスクの大きさも考慮に入れつつ、個別具体的事情を総合考慮して判断されるべき」であり、「プロ競輪選手である原告の職務遂行に該当するかは、事故発生場所、事故発生の経緯、事故の当事者、事故の態様等の諸事情を総合考慮すべきで」あって、「かかる事情を総合考慮すると、本件事故は、日常生活上のリスクをはるかに上回る競輪競技のリスクが現実化したものと評価することができるのであって、原告の「職務遂行」に当たる」と結論した。

2. 学説

個人賠償責任保険における、保険事故としての「日常生活」の意義について、あるいは、職務遂行に直接起因する損害賠償責任の負担という免責事由の意義について、これを直接論じた学説は見当たらないようである。

もっとも、実務解説書の類には、事故の例示も含めて、これらについての議論が、一定程度みられる。

まず、「日常生活」の意義に関しては、これを直接定義するものではないものの、「日常生活」の意味を「私生活」と捉えなおし、この保険は、個人の私生活において起こる賠償事故を担保するもので、その担保範囲は、住宅の所有・管理責任、スポーツの練習、競技中の事故についての責任、飼犬の管理責任、小児の親権者としての監督責任、その他被保険者の職務遂行に起因しないほとんどすべての賠償責任に及ぶとする説明が従来からみられる⁽⁶⁾。また、「日常生活」については、約款に

定義が置かれていないが、個人賠償責任保険が、広く個人が日常生活の中で負担することのある損害賠償リスクをカバーできるように補償範囲が拡大されてきた経緯に照らせば、個人が通常の私生活を送る中で想定される行為は、「日常生活」の中に広く含まれると解すべきであるとする説明も⁽⁷⁾みられる。

次に、免責事由である、「職務遂行に直接起因する損害賠償責任の負担」ということの意義について、そもそもこの規定は、日常生活に起因する事故という保険金が支払われる場合の非該当を裏から確認する規定であり、免責事由を定めたものではないとする解釈もあり得ないわけではない（前掲の長崎地裁島原支部判決がそのようなものであった可能性があることについては、前述した）ものの、実務解説書類は、ここにいわれる「職務遂行に直接起因する損害賠償責任の負担」は、免責事由であるとして⁽⁸⁾いる。

もっとも、これが免責事由となっている理由（免責の趣旨）については、保険実務に統一された見解があるというほどに議論は深まっていないのではなかろうか。憶測の域を出ないが、沿革的に手本にしたアメリカの Comprehensive Personal Liability Policy がこれを免責事由にしていたから、日本でもこれが機械的に免責事由にされたということのように思われる。なお、この免責の趣旨について、要旨、業務上のリスクは日常生活リスクよりも高く、かつ、予測困難なリスクであるから免責にされている、とする趣旨の理解も見られる⁽⁹⁾。しかし、そもそも、そのような積極的理由があつての免責事由の設定であつたのか、それとも、もっと単純に、「個人」賠償責任保険という、商品の性質上（あるいは分野調整上）、当然に、それにはそぐわない「業務上リスク」が免責事由にされているのかは、定かではない⁽¹⁰⁾。

3. 本判決の検討

(1)

本判決は、日常生活に起因する事故にあたるかという、保険事故該当性についての判断において、①個人賠償責任保険というものが、個人の日常生活上の第三者への損害賠償責任を広く補償することを特徴として設計された商品であることと、②責任保険には被害者保護機能があることとの二点に鑑みて、約款にいう「日常生活」は、被保険者が普通に営む日常の生活の中で第三者に損害を与える可能性のある活動を幅広く含むと解するのが相当である、という解釈指針（観点1）を置き、そのうえで、「日常生活に起因する事故」という概念は、保険金を支払う場合についての規定の中にある概念であり、これとは別に、別途、保険金を支払わない場合についての規定があり、この保険金を支払わない場合の規定の中に、「被保険者の職務遂行に直接起因する」事故の概念が置かれているという約款の構造に照らせば、被保険者の行為が「日常生活」に該当するか否かの判断においては、被保険者の職務との関係性は直接的な考慮要素にならないもの（観点2）とする、判断基準を示している。

上記2つの観点にたつて、本件作業（本件事故）が、「日常生活に起因する事故」であつたかについて判断する結果、本判決は、本件作業は、「町内会に所属する住民が無償の奉仕活動として行うボランティア活動と同様の性格のもの」と評価し、またそうであるがゆえに、本件作業は「被保険者

が普通に営む日常の生活の中で…の活動」であった（「日常生活に起因する」という評価ができる）と結論する。本判決にとって、本件作業（にあたること）が「普通に営む日常の生活か」が、日常生活該当性（日常生活起因性）を判定する決定的メルクマールとなっていたところ、本件作業をそのようなもの（ボランティア活動と同様の性格）と評価する際、本判決は、(a) 自己が居住する地域の神社の維持管理作業がXにとっても日常的に行われていた作業であり、(b) 作業に使用された道具はXが自宅でも使用していた一般的な工具であり、(c) その作業の性質が短時間、かつ、無償の奉仕活動であったことを考慮要素としている。なお、本判決によれば、職務遂行であるかどうかは、約款にいう「日常生活」に該当するかどうかの決定基準にならないため（観点2）、上記の結論を導くにあたって、本件作業がXの「職務であったかどうか」という観点は何ら考慮（検討すら）されていない。

以上が、本判決の争点1（保険事故該当性）についての判断であるが、これらについて、まず、解釈指針として、冒頭（前提）におかれた、「広く解する」という解釈方針（観点1）については、まさに判旨がこのようなものとして実務はこの保険の担保範囲を広く考えてきたことからして、まったく正当なものといえることができる。次に、観点2は、日常生活概念と「職務遂行に直接起因する」事故という概念との関係性についての判断であるが、これが表裏の関係にありうるとの可能性もあるなか（前掲・長崎地裁島原支部判決参照）、本判決としては、両概念は、表裏の関係にない別のものであり、別のものであるからこそ（すなわち、職務遂行に起因する事故も日常生活に起因する事故となる〈保険事故の範囲内に入ってくる〉場合がありうるからこそ）、このような事故を排除するため、「職務遂行に直接起因する」事故が、免責事由として（あえて）定められている、という考え方をとる。この解釈も、保険契約における保険事故の概念と免責事由の概念との関係性についての一般的な理解に沿う、オーソドックス（素直）な解釈であり、正当なものといえることができる。確かに、他方にあつて、「ある免責事由〈ここでは、被保険者の職務遂行に直接起因する事故〉は、正真正銘の免責規定ではなく、それに該当する場合には保険事故の要件〈ここでは、日常生活に起因する偶然な事故〉を満たさないことになって、保険金は払われないことを注意的に確認している」という解釈が、解釈技法としてはありうるとしても、しかし、そのような解釈は素直な解釈（一般的）ではないという以上に、そのような技巧的解釈の裏側には、立証責任の転換にかかわる問題性ある状況が生じかねないので（これについては、損害保険契約における偶然性の解釈についての紛争〈一時期の混乱〉を参照されたい）、避けることが望ましい。保険者が、免責事由と認識している事由は、支払要件非該当性についての単なる確認規定ではなく、正真正銘の免責規定（保険法17条1項、2項に相当するもの）である、と解釈すべきである。

また、以上のような観点をもってする、日常生活該当性（日常生活起因性）についての、本判決のあてはめ判断についても、本件作業が、(a) ないし (c) の考慮要素に照らして、日常にありふれた活動（作業）であったという評価（結論）は、きわめて常識的な判断として、妥当なものといえる。

反対に、これと異なる判断をした原審の問題性について論じれば、原審は、日常生活該当性についての保険者の主張（該当しない）に与し、日常生活においては滅多に経験することのない危険性

の高い作業（行為）は、約款にいう「日常生活」の要件を欠くという解釈論を提示した。危険の高い行為は、約款においては（個人賠償責任保険の契約関係上は）、日常生活上の行為でないとする解釈である。本件作業への当てはめにおいても、本件作業はそのようなものであったとする。

本判決は、このような保険者の主張、原審の解釈に対して、「本件特約には『日常生活』の中から危険な行為を除外する趣旨の文言は見当たらず」、「そもそも被保険者の行為の危険性に着目して日常生活該当性の要件を満たすか否かを判断することとした場合」には、この保険の目的・機能（個人の日常生活上の賠償事故を広く補償し〈目的〉、もって、被害者保護を図る〈機能〉）が達成されないことになるから、そのように危険性に着目する解釈は「相当でない」とする。

このうち、とくに、前半部分における判断、すなわち、約款上に何ら除外についての根拠が示されていないからそのように解釈できないという部分は、重要な説示であり、全面的に支持したい。

保険契約には、ときに特殊・専門的事情から、あるいはレーティング（保険料政策）の問題から、一般契約者には理解しがたい不担保ないし免責を設定しなければならない必要があること自体は否定しない。しかし、そのことは、約款上に、明記されなければならない、約款にそのようなことが一切書かれていない状況に、一方当事者が事情を知らない、その専門的事情を持ち出し、補償範囲を限定するような契約解釈がなされてはいけないことは、いうまでもない。本件における保険者の主張、そして、これに与した原審の解釈は、まさに、そのように、なされてはいけない解釈である。原審は、「『日常生活』要件は、正に本件作業のような危険性の高い活動に起因する事故を保険対象から除外することをその機能の一つとしているものと解するのが合理的である」とするが、本件約款文言を前に、そこにいわれる合理的解釈なるものを導き出せる保険契約者は皆無でなかろうか。日常生活という概念と、危険という概念とは、一般論においては（個人賠償責任保険の引受という保険者に特有の事情から離れたところでは）、そもそも、両者に何ら関係性がない、まったく別の概念だからである。原審は、「保険契約約款の解釈において」は、個人賠償責任保険というものが、「『日常生活』上想定される損害発生リスクを計算して設計され」、「本件作業のような危険性の高い作業による損害発生リスクまでは想定していない」という「ような損害発生リスクの程度を軽視することはできない」とするが、先のとおり、そのような事情は、約款に明記され、契約者の側にもその専門的事情が開示されている場合に、はじめて、当事者意思（契約）の解釈資料として持ち出してよい。なお、保険実務では、既存のデータがある場合には大数の法則を効かせて保険料率の設定をするが、とくに、既存データがないような新規分野のようなところでは、さしあたって決めている保険料率を、保険金支払成績（result）をみながら事後的に修正していくことが日常的に行われている。このような手法をもって、保険者は自己の責任と判断において、保険料率を調整できるのであるから、たとえば、個人賠償責任保険の保険料は安く、にもかかわらず危険の高い事故にまで保険金を支払ってはこの保険は成り立たないなどという後見的忖度を、（契約者からすると不意打でしかない事情に頼る）契約解釈という名のもとに、裁判所がわざわざ行う必要はない。保険者としても、料率判断を誤った上、これを修正する自己の責任を放棄したかのような、このような主張をすること自体が、恥ずかしいことであると認識すべきである。また、原審のような滅多に経験することのない危険性の高い行為は日常生活要件を満たさないとする場合、どの程度のレアな経験で

あれば、あるいはどの程度に危険が高くなれば補償外（日常生活要件を満たさないこと）になるのか、これに明確な線引きができないことも大きな問題である。

ところで、本判決は、（傍論にあたるが）本件作業の状況に照らして、そもそも、本件作業は、保険者や原審がというような日常生活において通常経験することがないほどに危険な行為ということとはできないとも評価している。

この点も、まったく同感である。たまたま大きな結果の事故が起こったということで、保険者が過敏に（拒絶）反応している印象を持つが、Xの居住する地域的特性（いわゆる田舎の地域である）、Xの職業内容等を含めて考察すれば、その原因行為（枝の伐採）が、滅多に経験することのない危険性の高い行為というのは、おおげさな騒ぎ方でなかろうか。⁽¹⁴⁾

以上が、本判決の争点1（保険事故該当性）についての判断であるが、非の打ちどころがない正論として、私見としても、全面的に支持したい。

なお、要件論という観点において、本判決は、「日常生活」とは、「普通に営む日常の生活」であるとする。ほとんど説明していないに等しい。いくつかの考慮要素からする本判決の当てはめ判断も、事例判決であり、今後、何かの解釈指針を示すほどの示唆性はない。

しかし、それでよいであろう。日常生活に該当（起因）するかどうか（要件論）は、今後も、社会通念にしたがい、判断されることになろうが、そのような抽象性を残しておくことが（リジットに要件論をつめていくよりも）、広く、個人の生活上の事故を補償していくという、商品コンセプトに合致する。司法判断上、商品コンセプトに合致する望ましい状況が維持されているものとして、肯定的に評価したい。

(2)

次に、本判決は、本件作業がXの職務遂行にあたるのかという、免責事由の存否にかかる判断において、まず、本件免責条項の趣旨を確認し、被保険者の職務遂行に直接起因する事故を除外する（本件免責条項の趣旨）のは、そのような事故による損害賠償責任は、「事業活動上のリスクが顕在化したものであるから、事業上の保険によって担保されるべきものであり、個人の日常生活に関する保険によって担保されるべきものではない」ことにあるとし、この趣旨に沿って、本件作業におけるリスクが、「事業活動上のリスク」に該当するかどうか（当てはめ）を判断するものとし、本件作業のもとでは、(a) 氏子会の活動の存在は肯定できるも（本件作業は、氏子会の活動の一環であったが）、(b) 本件氏子会は、任意の団体で、収益を目的としない団体であり、団体の活動内容も無償の奉仕活動であるから、そのような団体の構成員（氏子）が、その団体の活動によって第三者に損害を与えることがあったとしても、団体（氏子会）自体が損害賠償責任を負うことは考え難く、それゆえに、当該団体（氏子会）が一定の保険期間を通じて事業上の保険に加入することも想定しがたいところであり、そうである以上、団体の会員である氏子の活動は、特段の事情がない限り、日常生活上の活動（によるリスク）になるものと解して、個人の保険の対象になると解するべきであるとする。

このような判断は、一定の保険期間を通じて事業上の保険に加入することが想定される団体にお

ける事業活動リスクが（その活動に関与した個人賠償責任保険の被保険者の行為のもとに）発現したという関係が、本件免責条項の適用には必要であるとする判断である。この判断にあたり、本判決は、(a) 行為をした個人のいわゆる純粋に私生活の領域にとどまる行為を超える行為（換言すれば、団体に関係する職務遂行が問題とされる本件のような場合には、団体の行為・活動と見るべき行為・活動）があることは当然必要であるものの、団体の活動とみられるものへの関与があれば本件免責条項がただちに適用されるものではなく（本判決は、その行為が団体の活動であれば、それはすなわち、職務遂行にあたるとする保険者の主張を排斥している）、その団体のための活動（行為）が、同時に、(b) 収益目的をもつ団体における活動のように、当該団体の構成員の活動によって損害が発生した場合に、その団体自体が損害賠償責任を負うような性格の団体のための活動として行われたことも必要である、という考え方をのぞかせる。このような考え方による判旨の骨子（判断の要点）は、任意の非収益団体の活動に団体自体の責任が追及されることは考え難いことにあいまって、そのような団体は事業上の保険を手配していないことに鑑みれば、そのような団体の活動に関与した個人賠償責任保険の被保険者の行為は、（特段の事情がない限り）免責にすべきでない、とする点にある。このような判断は、事業活動上の（賠償）リスクに備えて、企業賠償責任保険を手配することを無理なく要求できる環境が、その職務を問題とする団体の側にととのっているか否かを、職務遂行免責を適用・肯定する際の重要な考慮要素とする判断である。

この当てはめにおいて、本判決は、氏子会は、そのような性質の団体ではなく、したがって、たとえ、氏子会（団体）のための行為という側面が、Xの行為（本件作業）にあるとしても、そのような団体のためにした行為は、事業活動（上の行為）ではなく、約款にいう「職務遂行」という概念免責事由にも当てはまることのないとする。なお、本判決が、「本件」氏子会として、判断を示していない点（氏子会は…としている点）は、そもそも氏子会というものは、本質において、収益目的を持たないがゆえに企業賠償責任保険（事業上の保険）も手配しない団体であるという認識によるものであろう。したがって、本件事案をはなれても、およそ氏子会のような団体である限り、その団体の活動を構成員の立場で行ったとしても、それは免責事由としての「職務遂行」にあたらないとする示唆を含む。また、このような示唆は、氏子会のみならず、これと同質の地域的団体でのその構成員としての活動に、「職務遂行」免責は生じないことも示唆する⁽¹⁵⁾。

以上が、本判決の争点2（免責事由該当性）についての判断であるが、まず、免責条項の趣旨の理解にかかる本判決の判断は、一部の実務解説書にいられているような理解（業務上のリスクは、発生頻度が高く、被保険者に要求される注意義務の程度が高く、典型的に賠償責任の発生リスクが高まること、また、被害者に生じる損害の程度や金額も予測が困難であること⁽¹⁶⁾）を採用しておらず、シンプルに、「個人」賠償責任という商品の性質（あるいは分野調整）に由来する矛盾なき方針（事業活動上のリスクは、事業上の保険によって担保されるものであり、個人の保険のほうでは担保しない）が、その理由（免責条項の趣旨）であるとする。この点は、極めて説得的であり、的を射ている。

本件免責条項が、そのような趣旨であることから、本判決は、事業上の保険（企業賠償責任保険）で担保される事故の部分だけを個人の保険の側の免責部分とする解釈が行なわれるべきとした。す

なわち、分野調整のための免責であれば、事業上のリスクとして別途の保険でカバーされているところにしか（限定）、他方の分野である個人賠償責任保険のもれ（免責）は作ってはいけないのであり（賠償責任保険というものを2つの分野・領域〈個人賠償と企業賠償〉に切り分けるにあたり、どちらからも補償ができないという空白領域を作ってしまう不完全な分野調整は、適切な分野調整とはいえない）、この事業上のリスクとして別途の保険（企業賠償責任保険）でカバーされているところは、収益目的の事業活動上のリスクであること（そこに限定される）ことから、他方の分野である個人賠償責任保険のもれとなる部分（免責）は、この収益目的の事業活動上のリスクに限る必要がある、と考えたようである。

本判決が理解した本件免責条項の趣旨（分野調整）と一貫させる、かつ、その趣旨によるとすればもっとも好ましいと考えられるところの解釈が、採られている。このような本判決の考え方を要件論としてまとめれば、本判決は、本件免責条項における「被保険者の職務遂行に直接起因する」事故とは、「被保険者が従事した収益目的の事業活動に直接起因する」事故の意味であるとするものである。そのような解釈は、結果において、可能な限り、広く、個人の賠償責任を補償する、という個人賠償責任保険の目的にも合致する結果を生む。本判決の当該免責条項の解釈にかかる判旨は、保険事故の意義（日常生活要件）にかかる判旨とも（したがって、全体において）一貫性を保つ。

なお、この点、本判決の解釈のスタート地点にある「事業活動上のリスク」は免責という文脈にあって、確かに、法律用語的には、その「事業」という用語に、収益「事業」という意味も非収益「事業」という意味も含まれる。本判決はそう解釈しないものの、仮に非収益「事業」も含ませる方向に本件免責条項の適用範囲を解釈していくとすれば、そのような非収益「事業」をする者（団体）はその事業活動のリスクに備える賠償責任保険（企業賠償責任保険）をその団体を主体として締結することはないのが通常である（求めることも常識的でないし、一般的な企業ではないそのような団体が、加入できる商品そのものがないという事態すら十分に考えられる）なか、その構成員が発生させた賠償事故は、個人賠償責任保険の側においても補償されず（免責）、団体側の保険の側においても補償されない（保険を手配していない、あるいはできないため）という、好ましくない事態（個人賠償責任保険が付保され、その個人が行動した結果の事故について、被害者は賠償を受けられないという事態）が生じる。

その意味として、これを収益事業（活動）に限る本判決の解釈によれば、このような事態は避けることができる。

また、非収益「事業」をする者（団体）は、団体自体がそのように活動する以上、その構成員の活動に対しても対価を支払うことができない（すなわち、構成員に無償の活動を求める）のを常態とする（仮に何らの手当的なものが支払われるとしても、構成員において、「職務」と認識できる程度の十分な労働の対価が支払われることはないのが通常である）。

この状況の中で、仮に、被保険者が従事する「非収益」事業の活動—すなわち、それは、裏側において、通常、その個人のレベルにおいても無償の活動である—に起因する」事故も、免責の対象になる、ということになれば、多くの被保険者は納得しないであろう。

なぜなら、個人賠償責任保険は、個人（private）の生活すなわち、私生活の賠償リスクに備えるものであるが、この私生活という観念は、「無償」という概念と親和性があり（反対に、この私生活の保険ではカバーしないとされる業務（遂行）という観念は「有償」という概念と親和性がある）、法律論としてはともかく⁽¹⁷⁾、われわれが一般的に抱く感覚としては、無償の活動は、（たとえそれがどこかの団体の活動であっても）なお個人の領域の内にある、私生活と捉えられるからである。

このように、非収益「事業活動上のリスク」も免責にする、という解釈（原審の立場、本件保険者の主張）は、妥当な結論を導かない⁽¹⁸⁾。したがって、収益「事業活動上のリスク」のみ免責にする、という本判決の解釈は、その結論の妥当性に鑑みても、支持できるものである。

以上が、本判決の争点2（免責事由該当性）についての本判決の判断であるが、これも、適切なものであり、私見としても、支持したい⁽¹⁹⁾。

【追記】 池野千白先生のご退職に接し、これまでのご指導、ご恩に深く感謝し、本稿を先生に捧げます。

池野先生には、中京大学赴任以来、わたくしの教員キャリアと同じ分、長きにわたり、教員として、また研究者として、ときには良き人生の兄貴分の立場で、ご指導をいただきました。生まれ育ったところから出たことのない、不安いっばいの名古屋での着任にあたり、池野先生には、新しい生活をスタートさせるにあたり、何から何までサポートしていただき、なによりも、大変丁寧に、そして暖かく、仲間に迎え入れていただきました。その後も、中京大学法務研究所において、中京大学保険判例研究会をスタートするきっかけをいただくなど、そのときどきの自身の成長に必要となるルールを敷いてくれたのも、池野先生でした。ドイツ留学の際には、早々に、あたたかい励ましのお手紙をおくっていただきました。

深く、感謝申し上げます。

このたび、教員として、一つの区切りをお迎えになられました。弁護士として、この先もさらに活動を続けられます先生の益々のご活躍を祈念申し上げます。

- (1) 東京地判令和3・5・27自保ジャーナル2114号9頁参照（保険責任を肯定）。スポーツ中の加害事故もこの保険の対象となりうる。東京高判平成18・12・7判例時報1973号55頁（損害賠償責任保険特約付き傷害保険契約の事案〈スノーボードでの衝突〉。ただし、結論として、被保険者に賠償責任がなかったと判断されたため、保険者の保険責任についても否定されている）。
- (2) 東京高判平成24・3・19判例時報2147号118頁（ただし、地震免責により、保険者の責任が否定されている）、東京地判平成25・4・26LEX/DBインターネット（原告の居住の用に供される住宅の構成部分には該当しない箇所からの漏水であり、保険保護の対象外であるとされ、保険者の責任は否定）。
- (3) 東京地判平成29・12・8LEX/DBインターネット参照（ただし、被保険者である両親に監督義務違反等の責任がないとして、保険責任も否定）。なお、東京地判平成30・9・26LEX/DBインターネットもこれによる保険金の支払いを基礎とする事件である。
- (4) もっとも、後述する(2)①の長崎地裁島原支部平成14年12月17日判決が、そのような例に当たると解する余地があるが（後述のとおり、一般には免責事由と考えられている職務遂行に直接起因

する事故という概念を、保険事故概念としての「日常生活に起因する事故」の概念の中に読み込んで、本件事故は「被保険者の職務遂行に直接起因する事故でない日常生活に起因する偶然の事故であるとは認められない」と結論した事案であったため、日常生活の意義を争点とし、かつ、そこに当てはめ判断を行った事案とみる余地がある)、判断の重点は、一般に免責事由と考えられている、職務に直接起因する事故にあたるかどうかという点に置かれているため、本稿では、免責事由について扱った(後述、(2)の)裁判例と整理し、後述する。

- (5) なお、保険事故と免責事由とはその機能が異なる。保険事故は補償範囲を画定する概念である一方、そのような保険事故に該当する(その内側に入る)事故についても、例外的に免責とするというのが、本来的な(正真正銘の)免責事由の役割である。すなわち、免責事由にあたる事故も、保険事故には該当するという前提があり、両者は二律背反の関係に立たない(いずれか一方が他方の確認規定になる、という関係に立たない)。この点の区別は、後述する②の名古屋地裁令和3年7月13日判決が、正しく整理している。
- (6) 東京海上火災保険株式会社編『損害保険実務講座7新種保険(上)』346頁(有斐閣1989年)。この保険は、アメリカのComprehensive Personal Liability Policyにならうものとされ、日常生活に起因する偶然的事故の具体例として、ベランダから植木鉢が落ちて、通行人を負傷させた、居住しているマンションの風呂場の水道を止め忘れたため、水があふれ、階下の住居のじゅうたん等を汚した、自転車で買物に行く途中歩行者に接触し、負傷させた、飼犬が他人に噛みつき、負傷させた、子供の誕生パーティーで招待客に出した料理により食中毒が発生した、等の事故が対象になる、とする。なお、東京海上日動火災保険株式会社編『損害保険の法務と実務〔第2版)』85頁(金融財政事情研究会2016年)には、とくに何らの説明もない。
- (7) 古笛恵子=嶋寺基『個人賠償責任保険の解説』29頁(保険毎日新聞社2023年)[渡辺洋]。そのうえで、業務中の行為、犯罪行為、また、(本判決の原審を引用して)リスクが高く一般人が行うことが想定されていない行為を、日常生活に該当しない例として挙げる(29頁~34頁参照)。
- (8) 前掲・損害保険実務講座347頁、前掲・損害保険の法務と実務85頁、前掲・個人賠償責任保険の解説71頁[国本麻依子]。
- (9) 前掲・個人賠償責任保険の解説71頁[国本麻依子]。
- (10) 前掲・個人賠償責任保険の解説71頁[国本麻依子]の解説によれば、「業務遂行に起因する事故は、「日常生活」に起因する事故よりも、発生頻度や被保険者に要求される注意義務の程度が高く、典型的に賠償責任の発生リスクが高まること、また、被害者に生じる損害の程度や金額も予測が困難な場合があることから、個人賠償責任保険における補償の対象外とされているものと考えられる」とする。もっともらしい解説であるものの、後付け的説明にも感じられる。例えば、自動車賠償責任保険のように、発生頻度が高く(事故件数は、極めて多い)、注意義務の程度が高く(運行供与者責任の法理参照)、また、被害者に生じる損害の程度や金額が予測困難なところにも、問題なく賠償責任保険は成立している(リザルトで保険料を調整することができればこのようなところに保険は成立する)。つまり、個人賠償責任保険も、そのようなリスク(業務上のリスク)を取り込んで設計することは技術的に不可能でない。この理を前提にしながらも、依然、上記のような解説を与えることが正しいもの(つまり、先の趣旨がほんとうに本免責の趣旨である)とすると、実は、個人賠償責任保険が、業務の遂行に直接起因する損害賠償責任の負担を免責事由としていることの真の理由については、それが「業務上のリスクであるか」どうかという事柄が重視されての免責というより、技術的には可能である、そのような発生頻度が高く損害予測が困難なリスクは(それでも)引き受けられないものと割り切ること(多くの保険金はこの保険からは支払わないという方針)がその真の理由になろう。つまり、上記の解説は、つまるところ、「業務上のリスク」がなぜ免責にされているのか、ということに対して、「仮にこれを引き受けたら保険金をたくさん支払わなければいけなくなるからである」という説明にしかかかっていない。

ひるがえって考えると、そもそも、上記解説に言われるような価値判断が“先にあつての”、換言すれば、「業務上のリスク」を免責にする、何らかの積極的な理由があつての免責条項の設定なのか、疑問も生じる。個人賠償責任保険であるから、業務に直接起因する事故について保険金を支払わないのは（免責）、商品の性質上、あるいは分野調整上、当然であるから免責にしている、というシンプルな理解（つまり、先に言われるような、本件免責事由に積極的理由があるわけではない）も十分に成り立つ。あたかも、傷害保険において疾病免責が置かれるのと同様の理解である。前掲・損害保険実務講座346頁における、個人特別約款は「個人の私生活において起こる賠償事故を担保する基本的な特別約款であり、……その担保範囲は、住宅の所有・管理責任、スポーツの練習……その他被保険者の職務遂行に起因しないほとんどすべての賠償責任に及ぶ」とする説明（文脈）は、むしろ、そのような理解と親和的であるように感じられる。

もしそのような理由による、いわば商品上当然の免責（補償からの排除）とすれば、技術的に工夫すれば業務上のリスクに対して保険可能性がある場合でも、結局、そのような保険設計は行われることがない（職務に直接起因する事故は、通常、その使用者（企業）が賠償責任を負担することになり（民法715条参照）、「個人」が賠償の主体になる必然性はない。個人の責任カバーについての必然性がないところに、個人カバーを提供しないという方針（商品政策）が立てられることは〈それを支払要件において調整するか、免責事由として調整するかは別として〉、むしろ自然な対応である）。すなわち、業務上のリスクは、「発生頻度や被保険者に要求される注意義務の程度が高く、類型的に賠償責任の発生リスクが高まること、また、被害者に生じる損害の程度や金額も予測が困難な場合があることから」免責にしている、という理由から免責にしているわけでは全然ない（仮に引受ができて商品政策としてやらない。つまり、全然理由が違う）ということになる。

- (11) 学説のところでも述べたように、前掲・損害保険実務講座346頁では、「ほとんどすべての賠償責任におよぶ」と述べられ、前掲・個人賠償責任保険の解説29頁〔渡辺洋〕では、「個人が通常の私生活を送る中で想定される行為は、『日常生活』の中に広く含まれると解するべきである」と述べられる。
- (12) 前注（5）参照。
- (13) 前注（8）参照。前述のとおり、保険者は、「被保険者の職務遂行に起因する」事故を、免責事由としている。
- (14) 本件は、裁判所に命令（認定）された支払保険金の額（賠償金の額）は、高々、1000万円程度であり、2000万円にも満たない。しかし、一方で、保険者は、一般的にこの保険を販売するにあたり、自転車事故の高額賠償事例（9000万円程度を例示するものもある）を持ち出して、この保険に対する需要を喚起することで、この保険を販売している。また、一般的に、この保険の保険金額は、1億円ないし3億円などと、億単位の支払上限が設定される。金額面（保険者が引き受けているリスクの大きさ）からしても、今回の保険者の支払姿勢（対応）には、疑問がわく。
- (15) 例えば、本件のような事故は、地域に組織される山林組合におけるいわゆる賦役（構成員に、年に数回の参加が求められる。参加者は地域住民であり、通常、林業従事者ではない。）の現場にも現に起こる。通常、傷害保険の付保が行われるであろうが、そのこととは関係なく、個人賠償責任保険がその参加者（加害者）の下にある場合には、本判決の考え方は、そのまま、その現場における事故にも適用できよう。
- (16) 前掲注（10）参照。
- (17) 原審は、本件免責条項の適用判断にあたり、「職務、仕事の語は、その報酬・対価があることを当然に含意するものではな」いから、「有償無償の別は『職務』性の有無とは直接関係しない」とする。本判決は、この点にふれない（正確には、本判決は、企業賠償責任保険をその裏側に手配できる収益事業上の活動であったかどうか、免責を決定する決定的要素になるとみるため、この点〈個人の報酬の有無如何〉には、ふれる必要がない）ので、どう考えるのか、明確でない。もっと

も、本判決は、具体的な行為をする被保険者が属している団体に収益目的の事業活動があることを職務遂行免責が発動する前提条件（基本の考え方）とするが、収益事業活動がある団体における職務は、通常、有償であることに鑑みれば、基本的に、有償の職務であったことを前提に、職務遂行免責を発動させる意図がある、とあってよい。いずれにしても、原審のような考え方は、法律論としては成立しうるとしても、私生活という観念は無償という概念に親和性があるという、一般人の抱く感覚に照らして、そのような一般人が納得する常識的判断ではなかろう。私見としても、その種の考え方には反対する。その職務（活動）に対する報酬の有無・内容（水準）は、本件免責条項の射程を考えるにあたり、きわめて重要な要素である。その活動（職務）に対して、有償かつ労務の対価といえる適正な水準の報酬が支払われていることが、この免責条項の解釈適用をめぐる議論のなかで、重要な役割を演じるものと解する。

- (18) 氏子会であれ、寺の総代会であれ、非収益事業を行う団体（そのほかにも、ボランティア団体、地域団体、たとえば、地域の子供が通う野球教室や剣道教室のようなスポーツ団体などがこのような団体である）は、その団体自体としてリスク回避措置をとっていないことが通常であろう。しかし、原審は、リスク回避措置をとりうる団体であれば、非収益事業を行う団体であれ、その団体の活動に対し、個人の保険（個人賠償責任保険）は効かないとする。しかも、規約を備えて、役員がいればリスク回避措置をとりうる団体になるとする。ほとんどの団体はこれにあてはまるであろう。しかし、多くの非収益団体が、その団体自体としてリスク回避措置をとっていないのが現状であるとすると、というより、このような団体にそもそも企業賠償責任保険は提供されないのが現状であるとすると、団体の活動にかかわる個人の加害事故は、ほとんどすべて、補償されないままとなり、それは、社会に、補償されない加害事故を大量生産する。もしそのこと（ボランティア団体のような非収益事業〈無報酬活動〉に参加する場合に、原審の論理において個人賠償責任保険は効かないこと）が認知されれば、少しでも賠償についてのリスクがあるボランティア活動や一定の危険は不可避である子供へのスポーツ指導には、誰も参加しなくなるであろう。ボランティア活動等だけでなく、地域活動への住民としての参加もそうである。とくに、後者は、自発的というより義務的に無償の奉仕をする圧力がかかるが、そのことに加えて、事故があっても、個人賠償責任保険は効かないということになれば、ますます、このような活動から人の足は遠のくであろう。このような社会になることは望ましくない。

- (19) 本研究は、中京大学保険判例研究会（2024/01/27）の成果である。